



一般事務 大江さん  
学校教育課  
(令和7年度入庁)

学校保健や学籍管理、就学事務を担当しています。先輩方に丁寧に教えていただきながら、日々成長中です。窓口で感謝の言葉をいただくこともあり、子どもたちの安全・安心な学校生活をささえられることにやりがいを感じています。



技師 山田さん  
産業建設課  
(令和5年度入庁)

土木工事の発注、道路・水路の維持管理の業務を担当しています。自分が携わった現場を通ったときには「頑張ってたかった」と実感できます。困ったときはすぐに相談できる。そんな安心感のある職場です。



保育士 尾藤さん  
北部保育所  
(令和8年度入庁)

子どもが大好きで保育士になりました。毎日たくさんの笑顔や発見に出会い、子どもたちから元気もらっています。一人ひとりの気持ちに寄り添い、安心して楽しく過ごせるよう心がけています。

## 川越町の わりとアツい先輩職員 からメッセージ



一般事務 服部さん  
生涯学習課(令和4年度入庁)

入庁して2年は税務課で税額の算定を行ってました。3年目から現在は町民運動会、駅伝大会など町民のみなさんに身近なイベントの開催などを行っています。町民の方からのありがたい言葉をいただくこともあり、仕事のモチベーションと原動力に繋がっています。



保健師 藤井さん  
健康推進課(令和3年度入庁)

妊娠中、子育て中のお母さんのサポートから、高齢者の健康や介護まで人生のさまざまな場面に寄り添えるのが保健師の仕事です。「相談してよかった」と思ってもらえるよう、一人ひとりに丁寧に向き合うことを大切にしています。

わたしたちと一緒に働きませんか

### 役場職員人事

7月1日付の人事異動がありますので、お知らせします。

課長補佐級

●健康推進課課長補佐(保健師) 中山 晴海

●生涯学習課課長補佐 川村 美奈子

●診療所看護師長(主幹) 羽田 久美子

●企画情報課係長 服部 裕紀

●税務課係長 片山 雄介

●町民保険課係長 水越 いつか

●生活環境課係長 野崎 ゆみ

●産業建設課係長 山下 恭介

●北部保育所主査(保育士) 岩井 かおり

●南部保育所主査(保育士) 早川 尚子

主任級

●防災安全課主任 加藤 弘勝

●福祉課主任 竹尾 晋太郎

●健康推進課主任(保健師) 松岡 理恵

●子ども家庭課保健師 中森 有沙

●子ども家庭課主事 加藤 祐史朗

●議会事務局主事 木村 亮太

## 川越町職員募集のお知らせ

令和9年4月1日採用

職種	採用予定人員	年齢及び資格要件
事務職 (障害者対象含む)	若干名	・高等学校卒業程度の学力を有する方(令和9年3月31日までに卒業見込みを含む) ・昭和62年4月2日以降に生まれた方 【障害者対象の方は下記の基準も必要となります】 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方 ・活字印刷文による採用試験の出題に対応できる方
技術職員 (土木)	若干名	・高等学校卒業程度の学力を有する方(令和9年3月31日までに卒業見込みを含む) ・昭和62年4月2日以降に生まれた方
保健師	若干名	・保健師免許を有する方(令和9年3月31日までに取得見込みを含む) ・昭和62年4月2日以降に生まれた方
保育士 幼稚園教諭	若干名	・保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する方(令和9年3月31日までに取得見込みを含む) ・昭和62年4月2日以降に生まれた方

※採用予定数は、欠員状況、4月募集の採用試験の実施状況等により変更または中止する場合があります。

- 全職種共通 資格要件** (1)地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方  
(2)採用後に、川越町またはその近郊に居住できる方  
(3)外国籍の方は、永住者または特別永住者の在留資格を有する方
- 第1次試験** 〈日時〉9月20日(日) 午前10時～  
〈会場〉川越町役場
- 受付期間** 8月7日(金) 23時59分受付完了分まで  
QRコードまたは町ホームページの申込フォームから申し込み。  
詳しくは町ホームページに掲載の募集要項をご確認ください。
- 問合せ先** 総務課 TEL366・7113

町ホームページ



申込フォーム



## 川越町つながる笑顔のまち応援商品券

川越町では、物価高騰の影響等による町民のみなさまの経済的負担軽減と、地域経済の活性化を目的とした、町内の事業所・店舗等で使用できる川越町つながる笑顔のまち応援商品券を国の「物価高騰対応重点支援地方交付金」を活用し配布しています。

まだお受け取りでない方は、お早めに産業建設課までご連絡ください。



- 商品券** 1人 5,000円(500円券×10枚つづり)
- 対象者** 令和8年2月27日時点で川越町に住民登録のある方
- 使用期限** 令和9年1月31日(日)※使用期間を過ぎた商品券は無効となります。
- 利用可能な事業所(取扱店)**  
商品券を使用する場所として登録された川越町内の事業所・店舗等  
※最新の取扱店一覧は町ホームページで公表しています。
- 問合せ先** 産業建設課 TEL366・7117



取扱店一覧

